



令和7年9月26日

家賃債務保証保険制度を拡充（令和7年10月1日開始）

－住宅確保要配慮者の円滑な入居を実現するために更なる支援を実施－

独立行政法人住宅金融支援機構（本店：東京都文京区後楽1-4-10、理事長：毛利 信二）では、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」といいます。）に基づき、高齢者、子育て世帯等の「住宅確保要配慮者」の居住確保のため、住宅確保要配慮者の家賃等の保証を行う家賃債務保証事業者及び居住支援法人を対象とした保険制度（家賃債務保証保険制度）を実施しています。

今般、同法の改正により、住宅確保要配慮者への支援が拡充されることを受け、令和7年10月1日から以下のとおり当該保険制度も拡充しますのでお知らせします。

■家賃債務保証保険制度拡充のポイント

- ① 住宅セーフティネット法（第72条第1項）により国から「認定」を受けた 家賃債務保証事業者を対象とした家賃債務保証保険を新設します。
- ② 新設される保険商品では、以下のとおり付保対象等が追加・拡大されます。
 - ✓ 認定住宅（居住サポート住宅※）及び一般の賃貸住宅を対象住宅に追加します。
 - ✓ 原状回復費用（残置物撤去費用及び特殊清掃費用を含む。）を保険対象範囲に追加します。
 - ✓ 認定住宅を対象住宅とする場合は、保険割合を拡大（7割→9割）します。

※入居者の見守りや福祉サービスへのつなぎ等のサポートを行う住宅

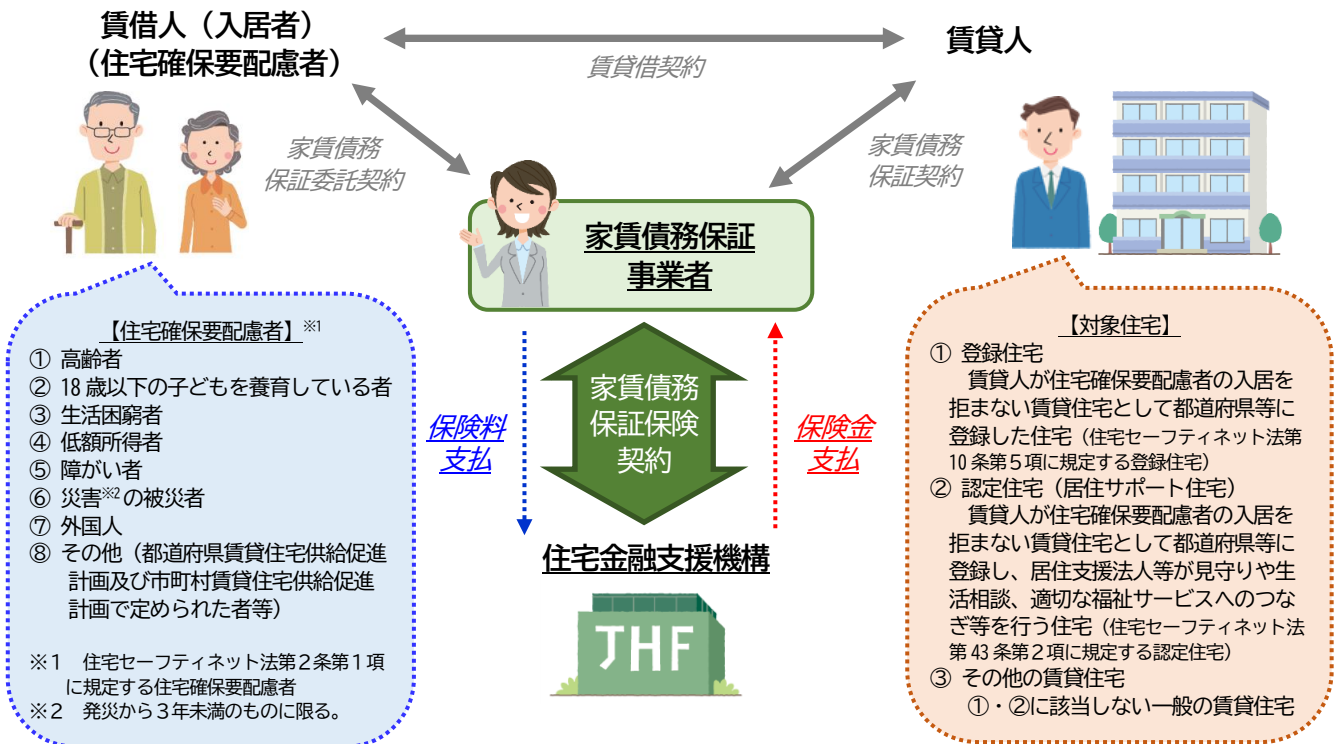
本リリースに関するお問い合わせ先

住宅金融支援機構 経営企画部広報グループ 長岡／熊谷／内藤／木下／長谷川 TEL 03-5800-8019

住宅金融支援機構ホームページ <https://www.jhf.go.jp/>

参考資料

■ 家賃債務保証保険制度の仕組み



■ 家賃債務保証保険の商品概要（赤枠は新設された保険制度、現行制度は継続）

保険種類	(現行制度) 登録住宅入居者家賃債務保証保険	(新設制度) 住宅確保要配慮者家賃債務保証保険			
ご利用 できる方	○国の家賃債務保証事業者登録制度に登録された家賃債務保証事業者 ○都道府県知事に指定された住宅確保要配慮者居住支援法人	住宅セーフティネット法第72条第1項の認定を受けた家賃債務保証事業者・住宅確保要配慮者居住支援法人			
対象住宅	登録住宅 (住宅セーフティネット法第10条第5項に規定する登録住宅)	限定なし (登録住宅、認定住宅及び一般の賃貸住宅)		認定住宅 (住宅セーフティネット法第43条第2項に規定する認定住宅)	
保険割合	7割	7割		9割	
保険対象 範囲	家賃債務	家賃債務	家賃債務 + 原状回復 費用	家賃債務	家賃債務 + 原状回復 費用
保険金 限度額 (100万円上限)	当初月額家賃の 12か月分×7割	当初月額家賃の 12か月分×7割	当初月額家賃の 18か月分×7割	当初月額家賃の 12か月分×9割	当初月額家賃の 18か月分×9割
保険料 (当初1回のみ)	当初月額家賃の 25%	当初月額 家賃の25%	当初月額 家賃の30%	当初月額 家賃の30%	当初月額 家賃の35%
保証委託者 (賃借人)の要件	保証委託契約の申込時に、保証委託者（賃借人）が住宅確保要配慮者であること				